

高知市農業委員会 〒780-8571 高知市鷹匠町2丁目1番43号 Tel:088・823・9484 Fax:088・823・9031

## 平成21年度農業委員会定期総会を開催

農業委員会定期総会を7月24日、高知会館において開催し、本年度の事業計画を決定しました。



### 1 建議・要望・答申・意見の公表

① 農業者の利益代表機関として、市長並びに関係行政庁への建議及び要望

② 行政庁の諮問に対する答申

### 2 活力ある農業と地域活性化の推進

- ① 地域の世話役として日常のきめ細かな活動
- ② 生産者と消費者の相互理解と交流の促進
- ③ 農業者年金の普及と加入促進
- ④ 農業情報等の的確な把握と提供

### 3 担い手の育成・確保

- ① 担い手への農地の面的集積の推進
- ② 認定農業者等との意見交換会の実施

### 4 優良農地の確保・有効利用の促進、遊休農地の解消

- ① 農地法・農振法等への適切な対応と執行
- ② 農用地の有効利用と利用関係の調整
- ③ 農地パトロールの実施
- ④ 遊休農地の是正指導による農地利用の促進
- ⑤ 農用地の利用集積計画の決定

### 5 新たな農地制度と農業委員会の適正な事務実施への対応

- ① 法令業務の透明性の向上、公平性・公正性の確保
- ② 農業振興業務（促進等事務）について、目標の設定及び活動計画の策定と公表

## 「新体制でスタート」

農業委員会定期総会において、農地部会及び農政部会委員の互選が行われました。

選任された両部会長及び部会長職務代理者は次のとおりです。（敬称略）

### 「農地部会」

部会長

門田 博文（土佐山）

部会長職務代理者

岡林 正幸（朝倉）

### 「農政部会」

部会長

森本 常喜（朝倉）

部会長職務代理者

中山 忠明（土佐山）

## 農地パトロール

農業委員会では毎年農地パトロールを実施し、無断転用農地や耕作放棄地の把握・是正と改善に努めています。

今年も5月下旬から6月下旬にかけて、市街化区域外を中心にパトロールを実施しました。

※農地は荒れるとその復元に大きな困難を伴うばかりか、病害虫の発生等により周囲の営農を阻害し、さらには地域全体の農地の利用に重大な悪影響を及ぼすこととなります。草刈り等、農地の管理は定期的に行いましょう。



# 農地制度が変わります！

- 平成21年6月24日、「農地法等の一部を改正する法律」が公布されました。21年中には、「農地の利用に関する責務規定」を設けた改正農地法等が施行され、新たな農地制度がスタートします。
- 新たな農地制度は、①これ以上の農地の減少を食い止め、農地を確保するとともに、②農地の貸借をやりやすくして、農地を最大限利用することをねらいとしています。

## 改正のポイントは・・・

### 農地を貸したいんだけど・・・

#### 農地の貸借規制が緩和されます！

- 農地を利用できる者の範囲が拡大されます（一定の要件を満たす必要があります）。

#### 農地の借り受け者の範囲

(改正前) (改正後に追加)



- 市町村等が農地所有者から委任を受け代理して担い手に貸付等を行う事業が新設されます。



### 耕作しないでいると・・・

#### 遊休農地に対する指導が強化されます！

- すべての遊休農地が指導の対象となります。
- 農業委員会が、年1回農地の利用状況を調査します。
- 遊休農地の所有者等に対しては、農業委員会が指導・勧告などを行います。



### 許可なく転用してしまうと・・・

#### 違反転用に対する罰則が強化されます！

- 違反転用等に対する処分・罰則が強化されます。
- 都道府県知事等による行政代執行制度が創設されます。



| 事項                | 現行                                      | 改正                                    |
|-------------------|---|---------------------------------------|
| ①違反転用             | 3年以下の懲役または300万円以下の罰金<br>(法人は300万円以下の罰金) | 3年以下の懲役または300万円以下の罰金<br>(法人は1億円以下の罰金) |
| ②違反転用における原状回復命令違反 | 6カ月以下の懲役または30万円以下の罰金<br>(法人は30万円以下の罰金)  | 3年以下の懲役または300万円以下の罰金<br>(法人は1億円以下の罰金) |

### 農地を相続する場合は・・・

#### 農業委員会への届け出が必要になります！

- 相続等によって農地を取得した人は、農地のある農業委員会へ届け出が必要になります。
- 届け出をしなかったり、虚偽の届け出をすると、10万円以下の過料に処せられることとなります。
- 耕作できない場合等は、農業委員会から貸し借り等のあっせんを受けることができますようになります。



市長建議に対する回答

昨年10月の、地産・地消や有機農業の推進などを盛り込んだ「平成21年度における農業施策並びに農業予算に関する建議」に対し、本年4月27日に高知市から回答がありました。

回答の中で、市の農業振興について、平成22年度から5カ年の高知市農業基本計画の検討を行うとともに、「高知県産業振興計画」とも連携を図りながら、取り組みを進めるとしています。

主な項目として、

○ 地産地消の推進については、高知市地産地消推進計画協議会を立ち上げ、高知市の地産地消のビジョンとして策定した計画に基づき、関係するネットワークの構築を図り、取り組みを更に進める。

○ 有機農業の推進については、有機農業を中心とする環境保全型農業の推進は重要であると考えて「高知市E.C.O農業推進検討委員会」を設置し、その検討結果を参考に「高知市エコ農業等営農指導員」の設置や「鏡川源流域での産地形成」に取り組んでいる。

○ 1.5次産品の開発販売については、農商工連携による新たな視点での農業活性化に向

けた取り組みを始めた。などの回答がありました。



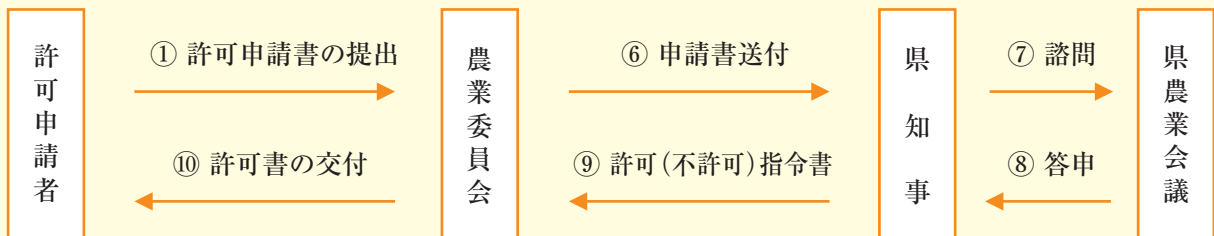
回答書受け取り後、岡崎市長ほか市幹部と意見交換

高知市農業委員会では、これらの回答に対する評価をし、移動農業委員会等で出された意見・要望をふまえ、本市農業に関する事項を検討してまいりました。

10月20日には、「平成22年度における農業施策並びに農業予算に関する建議」を実施することになっています。

農地を転用する場合には、農地法の転用許可が必要です。

○ 市街化調整区域内や都市計画区域外の転用は県知事許可が必要です。



○ 市街化区域内の転用は農業委員会への届け出が必要です。

・ 随時受付し、農業委員へ通知後、概ね7日以内に受理、不受理を決定



# 農業者の皆さん、 老後の備えは万全ですか？



老後生活は、こんなに長い！

65歳からの平均余命は…

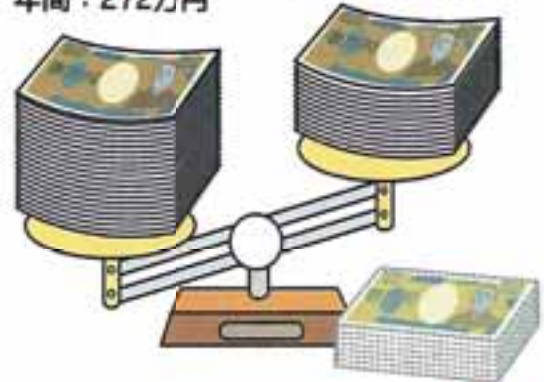


老後生活は、こんなにお金がかかる！

夫婦2人の場合

老後の家計費  
年間：272万円

国民年金だけでは…  
年間：158万円



年間：114万円(1か月あたり約10万円) **不足**

## 農業者年金は老後生活を**がっちり**サポート



### 農業者年金のメリット

- 少子・高齢時代に強い積立方式の年金！
- 終身年金で80歳までの保証付き！
- 支払った保険料は全額社会保険料控除！
- **手厚い政策支援！保険料に国庫補助も**

～農業者の方なら広くご加入いただけます～

公的年金  
ならではの  
税制上の  
優遇措置

一定の要件を満たす方に月額最高1万円、  
通算すると最大で216万円

### 保険料支払いによる節税効果の試算(所得税・住民税)

| 税率     | 保険料の額が               |                      |                          |
|--------|----------------------|----------------------|--------------------------|
|        | 月額2万円<br>(年額24万円)の場合 | 月額5万円<br>(年額60万円)の場合 | 月額6.7万円<br>(年額80.4万円)の場合 |
| 15%の場合 | 36,000円              | 90,000円              | 120,600円                 |
| 20%の場合 | 48,000円              | 120,000円             | 160,800円                 |
| 30%の場合 | 72,000円              | 180,000円             | 241,200円                 |

●各欄の金額が節税効果で、保険料支払い後も適用される税率に変動がないものとして試算しています。

### 農業者年金の試算額

| 加入年齢 | 納付期間 | 性別 | 試算額    |        |
|------|------|----|--------|--------|
|      |      |    | 保険料2万円 | 保険料3万円 |
| 20歳  | 40年  | 男性 | 91万円   | 136万円  |
|      |      | 女性 | 79万円   | 118万円  |
| 30歳  | 30年  | 男性 | 60万円   | 90万円   |
|      |      | 女性 | 52万円   | 78万円   |
| 40歳  | 20年  | 男性 | 35万円   | 53万円   |
|      |      | 女性 | 31万円   | 46万円   |
| 50歳  | 10年  | 男性 | 16万円   | 23万円   |
|      |      | 女性 | 14万円   | 20万円   |

※この試算は、65歳までの付利率が2.30%、65歳以降の予定利率が1.55%となった場合の試算です。

付利率2.30%は農業者年金において期待される運用収益をもとに設定した率、予定利率1.55%は農林水産省告示(H21.4.1施行)により定められている率です。

老後の備えは、  
**農業者年金**で安心！

お問い合わせは、お近くのJAまたは高知市農業委員会(823-9484)へお願いします。